

発議第3号

多可町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

多可町議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び第7項並びに多可町議会会議規則（平成17年議会規則第1号）第13条第3項の規定により提出します。

令和7年3月26日提出

提出者 多可町議会議会運営委員会
委員長 笹 倉 政 芳

多可町議会委員会条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町議会委員会条例の一部を改正する条例

多可町議会委員会条例（平成17年多可町条例第203号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「会の委員」を削る。

第7条中第2項を削り、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に諮つて指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

第13条の次に次の1条を加える。

（開会の特例）

第13条の2 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下この条において「オンラインによる方法」という。）を活用して委員会を開会することができる。

（1）大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

（2）育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

2 前項の規定により委員会が開会される場合において、オンラインによる方法によつて出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 オンラインによる方法を活用した委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第18条第1項を次のように改める。

委員会（第13条の2《開会の特例》第1項の規定により開会するものを除く。）は、その議決で秘密会とすることができる。

第22条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところによ

り、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第26条《代理人又は文書等による意見の陳述》において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第26条の見出し中「文書」の次に「等」を加え、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第27条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は記名押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

多可町議会委員会条例の新旧対照表

現 行	改 正
(特別委員会の設置) 第5条 (略) 2 特別委員会の委員の定数は、議会の議決で定める。 3 (略) (委員の選任) _____ _____ _____ 第7条 (略) 2 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）の選任は、議長の指名による。 3～5 (略) _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ (秘密会)	(特別委員会の設置) 第5条 (略) 2 特別委員_____の定数は、議会の議決で定める。 3 (略) (委員の選任) 第7条 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に諮つて指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。 2 _____ (略) _____ 3～5 (略) (開会の特例) 第13条の2 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下この条において「オンラインによる方法」という。）を活用して委員会を開会することができる。 (1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合 (2) 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合 2 前項の規定により委員会が開会される場合において、オンラインによる方法によつて出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。 3 オンラインによる方法を活用した委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。 (秘密会)

現 行	改 正
第18条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。 2 (略) (意見を述べようとする者の申出) 第22条 (略) (代理人又は文書による意見の陳述) 第26条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で 意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。 (記録) 第27条 (略) 2 (略)	第18条 委員会(第13条の2《開会の特例》第1項の規定により開会するものを除く。)は、その議決で秘密会とすることができる。 2 (略) (意見を述べようとする者の申出) 第22条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織(委員会又は委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第26条《代理人又は文書等による意見の陳述》において同じ。)を使用する方法により行うことができる。 (代理人又は文書等による意見の陳述) 第26条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。 (記録) 第27条 (略) 2 (略) 3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は記名押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。